

聖籠町水道事業 令和 7 年度水質検査計画



1. 基本方針

(1) 採水地点

低区…四ツ屋地内配水管末端排泥箇所、藤寄体育館

高区…聖海荘（次第浜）

（ただし、毎日検査する採水地点については四ツ屋地内配水管末端排泥箇所及び聖海荘で行います。）

(2) 検査項目

水道法施行規則の水質基準項目とします。（3 ページ参照）

(3) 検査頻度

①毎日行う検査と毎月一回（毎月第2火曜日）行う検査の2種類があります。

②毎月行う検査では、四ツ屋の採水地点で9月に51項目、6月に25項目、12月・3月に23項目、7月・8月・10月に12項目、4月・5月・11月・1月・2月に10項目の検査を行い、その他2か所では毎月9項目の検査を行います。

(4) 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日とします。

2. 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源水質が著しく悪化し、水源に異常があった場合。
- ② 配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- ③ その他特に必要があると認められた場合。

3. 水質検査方法

月一回の検査は、新潟東港地域水道用水供給企業団（以下企業団）に委託しており、検査頻度については1. 基本方針の（3）のとおりです。試料の採取については上下水道課の職員が行います。また、毎日検査項目については、月一回の検査と同様に職員が実施しています。

4. 検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、町ホームページにて公表しています。ホームページでは検

査結果が確定後に随時公表していきます。

これらの事項について町民の方からご意見があれば定期的に検討を行い、より安全で安心できる水道を目指します。

(町ホームページ URL : <https://www.town.seiro.niigata.jp>)

5. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査結果の評価は検査ごとに行い、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準値と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映させます。

6. 水質検査の精度と信頼性の保証

本町では、水質検査を企業団に委託しております。企業団では、水質検査における測定値の信頼性確保のため、平成 23 年 3 月に※水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）認定検査機関として認定されています。

本町では、企業団と連携を密にしながら、安全な水道水の供給に努めます。

※水道 GLP

水道事業者の水質部門及び登録検査機関が行う、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保するためのものです。

7. 関係機関との連携

水源から給水栓まで、水質汚染事故等がおきた場合は、厚生労働省や新潟県などの関係機関と情報交換するとともに連携して迅速に対策を講じます。

8. 水源の状況ならびに浄水の水質状況

(1) 水源の状況

聖籠町では、阿賀野川水系阿賀野川から取水し、企業団東港浄水場で浄水処理をした水を受水しております。

(2) 浄水の水質状況

聖籠町が行う検査のほかに企業団でも浄水の水質検査をしています。

9. PFOS 及び PFOA に関する数値の把握

企業団が行う PFOS 及び PFOA に関する検査をもって数値を把握します。

水質基準項目（法定検査）

項目/検体名			基準値
水道法に基づく水質基準項目	1	一般細菌	1mL中100以下
	2	大腸菌	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下
	21	塩素酸	0.6mg/L以下
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
	26	臭素酸	0.01mg/L以下
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
	38	塩化物イオン	200mg/L以下
	39	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
	40	蒸発残留物	500mg/L以下
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
	43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/L以下
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
	45	フェノール類	0.005mg/L以下
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
	47	pH値	5.8以上8.6以下
	48	味	異常でないこと
	49	臭気	異常でないこと
	50	色度	5度以下
	51	濁度	2度以下
	その他	残留塩素	遊離型0.1mg/L以上